

霧島市条例第7号
令和5年3月31日

霧島市ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重真一

霧島市ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第186号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第10条関係）

追加使用の種類	使用の単位	使用料
デジタル視聴	デジタルマイ（端末施設1台目）	1,540円/月
	デジタルマイ（端末施設2台目以降）	440円/月
	デジタルファミリー（端末施設1台目）	4,180円/月
	デジタルファミリー（端末施設2台目）	2,200円/月
	デジタルファミリー（端末施設3台目以降）	1,760円/月

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。